

生活支援サービス契約書

事業者 株式会社ニチイケアパレス (以下「甲」という) と (以下「乙」という) とは、サービス付き高齢者向け住宅「アイリスガーデン昭島 昭和の森」(以下「本物件」という) における生活支援サービスの提供について、次のとおり契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条 (契約の目的)

甲は、本物件に関し、甲乙間で締結の令和 年 月 日付け「普通建物賃貸借契約書」(以下「賃貸借契約」という)に基づき、本物件に入居する乙及び同居人に対して生活支援サービスを提供することを約し、乙は、生活支援サービスの対価として第3条の費用を甲に支払うことを約す。

第2条 (生活支援サービスの内容)

甲が乙に提供する生活支援サービスの内容は、別途、生活支援サービス重要事項説明書に定めるところによる。

第3条 (費用)

- 1 生活支援サービス費(以下「サービス費」という)は、次のとおりとする。
 - ① 一人(乙のみ) 月額33,000円(うち消費税等3,000円)
 - ② 二人(乙及び同居人) 月額55,000円(うち消費税等5,000円)
- 2 1か月に満たない期間のサービス費は、1か月を30日として日割り計算した額とする。同居人の増減によりサービス費に変更があった月についても、同様の方法で計算した額とする。なお、1円に満たない端数は切り捨てるものとする。
- 3 乙は、前項の費用について、翌月分を毎月27日までに、原則、口座振替の方法により甲に支払うものとする。なお、初回サービス費は、サービス開始日までに支払うものとする。
- 4 本契約終了に伴うサービス費の残額は、契約終了日から2か月以内に甲は乙に返金するものとする。
- 5 第1項以外で、随時に発生するサービス費の金額、支払方法については、賃貸借契約及び生活支援サービス重要事項説明書に定めるところによる。

第4条 (サービス費の変更)

甲は、消費者物価指数、雇用情勢、その他の経済事情の変動によりサービス費が不相当になった場合は、甲乙協議のうえ、サービス費を変更することができるものとする。

第5条 (契約期間)

- 1 本契約の契約期間は、賃貸借契約第2条の契約期間と同期間とし、当該期間が更新された場合は、本契約も同期間更新されるものとする。
- 2 本契約は、賃貸借契約が終了した日に終了する。
- 3 甲及び乙、同居人は、賃貸借契約の終了日前に本契約を終了させることはできない。

第6条（秘密保持）

- 1 甲及び甲の職員は、生活支援サービスを提供する上で知り得た乙及び乙の同居人、身元引受人、連帯保証人、乙の家族等に関し、その秘密を第三者に漏らさないものとする。
- 2 甲は、甲の職員に対して、退職後においても、第1項の守秘義務を負わせるものとする。
- 3 甲は、本契約終了後も第1項の守秘義務を負うものとする。
- 4 甲は、生活支援サービスの提供にあたり、乙及び同居人、身元引受人、連帯保証人、乙の家族等に関し、その個人情報を第三者に提供するときは、本人からその同意を得るものとする。
- 5 甲は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例130号）を遵守するものとする。

第7条（緊急時の対応等）

甲は、乙に緊急事態が生じた場合、又は必要があると判断した場合は、甲の定める「緊急時の対応手順」に従い対応し、必要な措置を講じるものとする。

第8条（業務委託）

甲は、本契約の履行にあたり、その業務の全部又は一部を甲の自己責任のもと、第三者に委託することができる。

第9条（賠償責任）

- 1 甲は、生活支援サービスの提供に伴い、甲の責めに帰すべき事由により、乙及び同居人の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、乙及び同居人に対し、その損害を賠償する。
- 2 甲は生活支援サービスの提供にあたり、合理的な範囲で最善の努力を尽くすものとするが、不可抗力による事故等、第三者の責めに帰すべき事由、その他甲にとって合理的な管理の及ばない事由により、乙及び同居人の生命、身体又は財産に損害が生じた場合は、甲はその責任を負わないものとする。
- 3 その他、甲及び乙、同居人は、本契約に違反して相手方又は第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとする。

第10条（相談、苦情等）

甲は窓口を設置し、乙及び同居人からの相談、要望、苦情等に対し、誠実かつ迅速に対応する。

第11条（連帯保証人）

- 1 乙は、本契約時に連帯保証人を定めるものとする。
- 2 連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を極度額として第3条第1項のサービス費の12か月分の範囲内で負担するものとする。但し、消費税分は含まないものとする。
- 3 乙は、第1項に規定する連帯保証人に支障が生じたときは、直ちに甲にその旨を届け出るとともに、甲の承認を得て新たに連帯保証人を定めるものとする。
- 4 連帯保証人は、住所を変更したときは直ちにその旨を甲に届け出るものとする。

第12条（身元引受人）

- 1 乙は、本契約時に身元引受人を定めるものとする。
- 2 身元引受人は、乙が病気その他の事由により自ら意思表示をすることが客観的に困難な状況となった場合に限り、甲及び関係機関との協議や相談等の際、乙の代理人として意思表示を行う等の義務を負うものとする。
- 3 乙は、身元引受人の住所、連絡先に変更があった場合には、直ちにその旨を甲に届け出るものとする。
- 4 甲乙間の合意及び新たに身元引受人となる者の承諾により身元引受人を変更することができるものとし、当該変更を行った場合、乙は速やかにその旨を甲に届け出るものとする。

第13条（重要事項の説明）

甲は、本契約の締結にあたり、乙及び連帯保証人、身元引受人に対し、別途、生活支援サービス重要事項説明書により、本契約に関する重要事項について説明を行うものとする。

第14条（サービス提供の記録）

- 1 甲は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第19条の規定に基づき、生活支援サービスの提供に関し、諸記録を作成する。
- 2 甲は、前項の諸記録をサービス提供月の翌月より起算して3年間保存する。
- 3 甲は、乙の請求に応じ、これを閲覧に供し、又は所定の手続きをもってその複写物を交付する。

第15条（合意管轄）

本契約から生じた紛争については、甲の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とすることを予め合意するものとする。

第16条（本契約に定めのない事項）

本契約に定めのない事項、及び解釈に疑義が生じた場合については、甲乙双方誠意をもって協議のうえ解決を図るものとする。

（以下余白）

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙、同居人、連帯保証人、身元引受人は、署名（記名）押印のうえ、甲乙がそれぞれ1通を保管する。

令和 年 月 日

甲	住 所 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
	事業者 株式会社ニチイケアパレス 代表者 代表取締役 櫻井 紀之 印
乙	住 所
	氏 名 印
乙の同居人	住 所
	氏 名 印
	乙との関係（ ）
乙の代理人 又は 署名代行人	住 所
	氏 名 印
	乙との関係（ ） 署名代行の場合はその理由：
連帯保証人 又は 家賃債務保証法人	住所
	氏名（会社名） 印
	乙との関係（ ）
身元引受人	住 所
	氏 名 印
	乙との関係（ ）